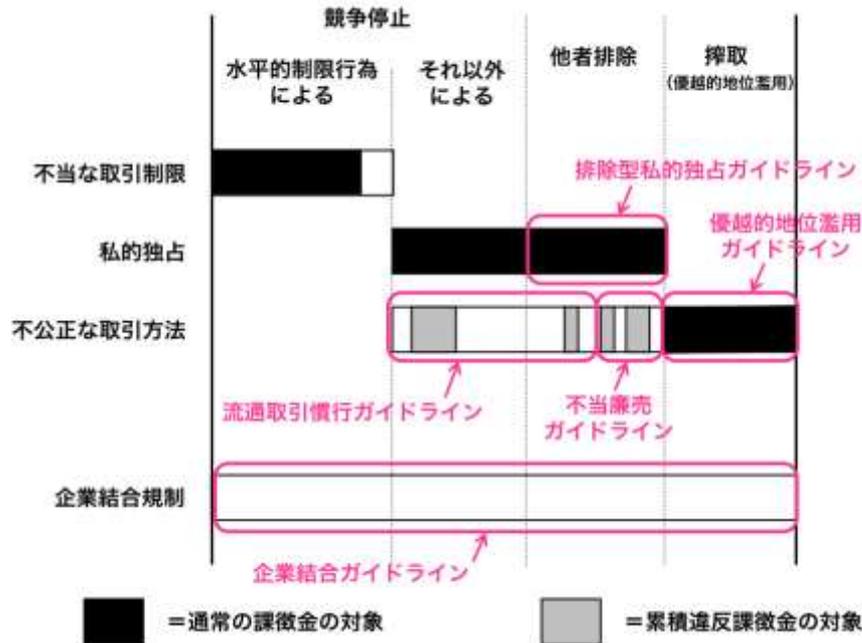


## I 業務提携・垂直的制限・他者排除行為などに関する基本的説明



### 4 今日の範囲の共通の特徴

- ・ 弊害要件の成否が焦点となる
- ・ 事後規制である
- ・ 対照的に、
  - ハードコアカルテル
  - 企業結合
  - 優越的地位濫用

### 5 弊害要件

- ・ 以下の2つを満たす
  - ① 市場において反競争性がある
    - 市場全体の価格等が左右される
    - 牽制力の無有をみていく
    - 排除効果のみでも満たす
  - ② 正当化理由がない
    - 目的は正当か
    - 手段は正当か

## 6 非ハードコアカルテル

- ・ 水平的な業務提携
  - 競争関係にある者同士で
  - 価格等ではないことを合意
- ・ 牽制力のうち内発的牽制力が重要
- ・ 共同購入なら川上市場も見る必要
  - 物流提携なら川上市場を見る必要がある、のではなくて・・・

## 7 垂直的制限

- ・ 水平関係にない者を拘束／合意
  - 競争停止
    - 再販売価格拘束
    - 地理的制限 など
  - 他者排除 (→8)
  - 複雑なもの
    - 同等性条件

## 8 他者排除行為

- ・ 取引拒絶系
  - 排除効果 = 標的にとって代替的競争手段が乏しい場合
  - 抱き合わせ：取引拒絶系の一種
  - 不要品強要型 → 優越的地位濫用
- ・ 略奪廉売系
  - コスト割れが行為要件
  - = 価格がコストを下回る

## II マイナミ空港サービス事件

### 11 経緯・背景

私的独占への課徴金の導入

平成 17 年改正・平成 21 年改正

排除措置命令：令和 2 年 7 月 7 日

課徴金納付命令：令和 3 年 2 月 19 日

別々に命令

ブラウン管と本件だけ

私的独占の課徴金の第 1 号事例

平成 28 年改正：確約制度の導入

## 12 中身の前に

- ・用語

  - 「本件違反行為」 p2

  - 「需要者」 p7

  - 「本件市場」 p7

- ・マイナミの「意図」の強調

## 13 排除効果

(排除効果があれば本件では価格等の左右は多分いえるであろう)

- ・判決 p55-69

- ・「マイナミ給油ネットワーク」 pp8-9 の位置付け

- ・広島・名古屋の位置付け

## 14 正当化理由

- ・燃料の混合

  - 規格どおりの燃料の混合

  - 排除措置命令書で問題を否定

  - 判決 pp74-78

  - マイナミは、海上輸送時などにおける品質管理を問題にしているのではないか

## 15 市場画定

- ・「八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売分野」

- ・ジェット燃料と航空ガソリン

  - 需要の代替性はない

  - 判決の論理 pp69-72

  - 私見

  - 便宜的にまとめて良い場合は？

  - 本件は？ pp80-81

白石教授からレジュメに基づき説明が行われた後、概要、以下のとおり議論が行われた。

- 不公正な取引方法に細分化して考えるとすると、広島での販売と八尾での販売を抱き合わせたということになるか。

- ご指摘のとおりであり、広島空港での独占的な地位を利用して、広島での供給に併せて八尾空港でも購入させる抱き合わせとみることができる。

・正当化理由について

- マイナミは正当化理由として安全性を挙げたが、同社の行為が本当に安全上必要だったかを客観的に判断することは難しい。本件では深刻な事故は起きていないが、もし1件でも深刻な事故が起きていたら、裁判所は同じ行為について正当化理由を認めていたかもしれない。

安全上の必要性とは別の視点として、消費者が安心を求めており、その点からマイナミの行為が正当化されるという議論もあると思う。

- 顧客の期待・信頼に応える観点から、客観的安全性とは別の「安心」を正当化理由として認めるべきかは、重要なポイントである。実際の安全性を吟味することが難しくても、顧客のニーズによっては、例えば安全性の証明がもらえなかったというだけでも、マイナミの行為をすることを正当化できる余地はあると考えられる。

- メーカーが顧客に対し、「第三者が製造した部品を使用した場合は保証対象外です」と主張することはしばしばあるが、全てが独禁法の問題になっているわけではない。どのようなケースが問題になるのだろうか。

- 製品本体が高価なものかどうか、顧客が今後メーカーと取引しなくても問題なく製品を使用し続けられる状況かどうか、等の事情が考慮されるのではないか。もしトラブルが生じた場合、それが生命・身体に影響しうるかも考慮されるのではないか。

- 一般的に、裁判官が目的の正当性と手段の正当性を検討する場合、第二段階、つまり目的はよいとしても手段が適当でない、という点で正当化を認めないことの方が普通である。第一段階、つまり目的自体を否定してしまうと、上級審で引っくり返されるリスクがあるからだ。特に、事業者が活発に競争している状況では、ライバルを排除したいと捉えられるような証拠が出るのは当然だ。この点、本判決は第一段階で正当化の余地を否定しており、大胆だと感じた。

- ご指摘のとおり、本判決における正当化理由の判断は、検討の余地があるだろう。

・因果関係について

- 佐賀航空は、マイナミの供給量の全てを直ちに代替することができたとはいえない状況にあった（判決文 p56）と認定されているところ、追加の顧客との取引が不可能だったとしても、佐賀航空に対する排除効果はあったといえるだろうか。
- 投資等によりこれから顧客を増やしたかったができなかった、という点をとらえて排除があったと考えることもできそう。他方、その可能性がない場合に議論になることはあるだろう。
- 判決文 p68-69 をみると、裁判所は因果関係を無視しているように思われる。カルテルの事案では、事業者が「違反行為がなくても値上げをしていた状況にあった」と主張してもほとんど認められないが、本件のような排除の事案では、もっと因果関係を考慮する必要があると感じる。
- 蓋然性の強さの問題であろう。通常、カルテルでは、違反行為なしに値上げをしようとしたとしても、カルテルの場合と同じだけ価格を上げられたかは分からない、カルテルによって安心して値上げできた、という説明がされる。  
判決文 p69 の 1～3 行目は、因果関係が不要かのような言い振りが、言葉が足りない。違反を認定するためには、排除の蓋然性があれば足りる、という趣旨と理解すべきであろう。行為と、排除の蓋然性との間には、因果関係が必要となると考えられる。
- 本件の場合、需要者が少数であるため、マイナミは一人一人について佐賀航空との取引可能性がないことを示し、これを積み上げて全体として因果関係がなかったと主張している点が印象的である。このアプローチは、需要者が多数である場合には使いにくい。
- 需要者の顔が見える市場である場合、事業者は取引の蓋然性すらないことを立証しやすい場合がある。
- 今後、佐賀航空が民事で損害賠償請求訴訟を起こす可能性がある。
- 公取委による行政事件の後、被害者から損害賠償請求の訴えが提起されることがある。例えば、岡山県北生コンクリート協同組合が、競争者に対する取引妨害を行ったとして排除措置命令（平成 27 年 2 月 27 日）を受けたところ、被害者である生コン事

業者が、独禁法 25 条に基づき損害賠償請求訴訟を起こした。しかし裁判所は、協同組合の行為により被害者に金銭的損害が生じたことを認めなかった（東京高判平成 29 年 4 月 21 日（平成 27 年(ワ)第 1 号））。違反行為の立証には、排除の蓋然性があれば足りるが、民事訴訟の場合、現に損害が生じたことの立証が必要と考えられる。

以上